

## 船橋市教育委員会体育施設利用者カードの登録等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市教育委員会体育施設利用者カードの交付に関する規則（以下「規則」という。）第3条第1項及び第4条第1項に規定する登録申請・カードの交付について、その取扱いによって広く一般市民の利便を図ることを目的とする。

### (登録申請)

第2条 船橋市運動公園、法典公園、船橋市総合体育館、船橋市武道センター（以下、各施設という。）において、規則第2条に規定する個人利用者及び団体利用者から登録の申請がなされ、各施設の指定管理者により生涯学習施設予約システムに入力されたものに限り、教育委員会に登録の申請があったものとみなす。

### (カードの交付)

第3条 前条の規定による申請があったときは、その内容を教育委員会が審査し、登録が適当と認めるときは、指定管理者を通じてカードを申請者に交付する。

2 カードの様式は、規則第3号様式とする。

### (その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。